

外為布告

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第七号）

仏暦二四八五年外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第一三号（仏暦二四九七年）の第三項の内容に基づく権限に依拠して、財務大臣は許可取得法人を以下に従わせる命令規定を布告する。〔注／許可取得法人とは外為取引を許可した金融機関を意味する〕

第一項

仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一〇項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第一〇項

外貨の買取または交換において、許可取得法人は外国為替管理官〔注／タイ中央銀行〕が定めた原則と方法に従い、申請人に書式及び証拠書類を提出させなければならない。

外貨の買取または交換において、もしくは許可取得法人が外貨を買取または交換した時、許可取得法人は外国為替管理官が定めた原則、方法、及び要件に従う。

第二段に基づく外国為替管理官の原則、方法、及び要件の規定においては、先に大臣の承認を得なければならない。」（注／「原則、方法、要件は大臣承認を要する」規定を追加。

第二項

仏暦二五五三年九月一六日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第八号）によって改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一二項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第一二項

以下の目的のための外貨の売却または交換において、許可取得法人は外国為替管理官が定めた以下の金額を超えない範囲で売却または交換することができる。

（一）外国証券の売買事業ではない外国事業に投資または融資する目的。

（a）外国為替管理官が定めたところに基づく出資比率もしくはオーナーシップ比率における、設立もしくは合弁による外国事業への投資目的、または申請人と同一グループの国外事業に対する投資もしくは融資目的での法人による送金は、金額に制限なし。ただし外国為替管理官が金額を定めたときはその限りではない。

（b）（a）以外における外国事業への融資目的での法人による送金は、年5000万米ドルまで、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

（c）外国為替管理官が定めたところに基づく出資比率もしくはオーナーシップ比率における、設立もしくは合弁による外国事業への投資目的、または当該設立もしくは合弁事業に対する融資目的、または当該事業の外国におけるグループ内事業への投資もしくは融資目的での自然人による送金は、金額に制限

なし（編集部注／旧規定は1億ドル）。ただし外国為替管理官が金額を定めたときはその限りではない。

ここに（一）に基づく投資または融資は外国為替管理官が定めた原則と要件に従う。

（二）外国に永住したタイ人へのその所有資産の送金のためである場合、各受取人につき年100万米ドルまで、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

（三）外国に永住する遺産受取人への遺産の送金のためである場合、各受取人につき年100万米ドルまで、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

（四）外国に居住する家族または親族への送金のためである場合、各受取人につき年100万米ドルまで、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

（五）不動産購入のためである場合、一件につき年1000万米ドルまで、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

（六）公益のための寄付である場合、一件につき年100万米ドルまで、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。

（七）株式、ワラントの購入、または従業員に対する福利厚生としての形態での外国の同一グループ企業の株式購入権（ストック・オプション）は、年100万米ドルまで、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨。」

第三項

仏暦二五五〇年七月二三日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第六号）によって改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一三の二項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第一三の二項

外国為替管理官が定めたところに基づく投資家もしくはその他の者による外国証券への投資目的での外貨販売または交換において、許可取得法人は金額に制限なく販売または交換できる。ただし外国為替管理官が金額を定めたときはその限りではない。ここに外国為替管理官が定めた原則、方法、及び要件に従う。」（注／旧規定では5000万ドル）

第四項

以下の内容を仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一三の三項、第一三の四項として増補する。

「第一三の三項

外国で発行及び販売された、外国為替管理官が定めたところに基づく外貨建て証券への、外国為替管理官が定めたところに基づく投資家またはその他の者による投資目的での外貨販売または交換において、許可取得法人は金額に制限なく販売または交換することができる。ただし外国為替管理官が金額を定めたときはその限りではない。ここに外国為替管理官が定めた原則、方法、及び要件に従う。

第一三の四項

外国為替管理官が定める原則と方法、原則と要件、原則、方法、及び要件は、先に大臣の承認を得なければならない。」

第五項

仏暦二五五三年九月一六日付けの許可取得法人に対する大臣命令についての財務省布告（第八号）によって改定増補された仏暦二五四七年三月三十一日付けの許可取得代理人に対する大臣命令についての財務省布告の第一四項の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「第一四項

外国為替管理官が免除を命令した場合、もしくは各ケースにおける金額を別段に布告規定した場合を除き、外貨預金口座への入金において、許可取得法人は入金されるその外貨が外国から得たものであるか、国内居住者が購入、交換または許可取得法人から借り入れたものであるかどうかを調べ、以下に従う。

（一）外国の資金源から生じた金銭であれば預金申請額に基づき預金に応じる。ただし外国為替管理官が金額を定めたときはその限りではない。

（二）国内居住者が許可取得法人から購入、交換または借り入れた金銭であれば以下のように行動する。

（a）外国にいる者または許可取得法人に対し外貨を支払わなければならない義務を有することを示す書類を預金者が提出すれば、その義務を超えない金額の預金を引き受ける。ただし外国為替管理官が金額を定めたときはその限りではない。（注／旧規定では自然人100万米ドル、法人1億米ドル）

（b）預金者が義務を示すことができない場合は、預金者の全口座、全通貨合わせた預金額が50万米ドル以下、もしくは市場レートに基づき同額のその他外貨でなければならない。

（一）および（二）に基づく外貨預金引き受けは外国為替管理官が大臣から承認を受けて定めた原則、方法、及び要件に従う。

ここに外国為替管理官は許可取得法人が外国の資金源から得た金銭、並びに（二）に基づく許可取得法人から購入、交換、または借り入れた金銭を引き受け、口座に入金することを定める権限を有する。このとき（二）（a）または（b）に従う。」

第六項

本布告の施行前に外国為替管理官が定めた原則と方法、または原則、方法及び要件は、本布告の施行日から30日以内で引き続き効力を有し、外国為替管理官は原則と方法、原則と要件、または原則、方法、及び要件の規定を大臣に提案し、承認を受けた上で、当該期間が終わる前に施行を公示する。〔注／財務大臣の承認のもとに30日以内に新たな原則・方法・要件を定める〕

第七項

本布告は仏暦二五五六年（西暦二〇一三年）五月二八日から施行する。